

重要なお知らせ（必ず保護者の方にお渡しください）

令和6年6月21日

保護者 各位

金沢学院大学高等学校 事務室

高等学校等就学支援金の手続きについて
(令和6年4月分～6月分を受給されている方向け)

国による授業料支援の仕組みである高等学校等就学支援金について、これから令和6年7月分～令和7年6月分（最終学年は3月分まで）の手続きを行う期間となります。手続きについてご留意いただきたい事項を以下のとおりお示ししますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

記

① 令和6年7月以降分の審査手続きについて

入学時等に保護者全員のマイナンバーを提出し、令和6年4月分～6月分まで受給されている方については、県がマイナンバーを用いて課税情報の確認及び受給資格の審査を行いますので令和6年7月以降分を受給するための申請書類の提出は原則不要（※）です。

ただし、課税情報の確認を行うために、保護者の居住地の変更状況を確認させていただきたく思いますので令和5年1月1日～令和6年1月1日の間に保護者の居住地変更があった方については、裏面の「就学支援金課税地確認書」をご記入いただき令和6年7月10日までに学校事務室へご提出ください。

※途中で保護者の変更があった場合等は別途申請書類の提出が必要になります。

② 早生まれの生徒の判定基準について

早生まれの生徒については、扶養控除額の調整を行った基準により審査されます。令和6年7月以降分は、平成20年1月2日～平成20年4月1日生まれの子の審査が該当します。これにより、同一世帯であっても、きょうだいで支給額が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

③ 保護者の変更、住民税額の変更がある場合の手続きについて（随時）

住民税額（都道府県民税・市町村民税）が年度途中に変更がある場合、および離婚・養子縁組等により保護者の変更がある場合には速やかに届出書等をご提出いただく必要があります。

必要な手続きをご案内しますので、これらの変更があることが分かった時点で、すぐに学校事務室までご連絡いただきますようお願いします。

※手続きが遅れた場合、就学支援金支給額の変更ができない場合があります。

金沢学院大学附属高等学校 事務室

TEL：076-229-1180

高等学校等就学支援金 課税地変更確認書

学年/組/番号	
生徒氏名（自署）	

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点（申請又は届出を行う月が4月～6月の場合には、その前年の1月1日時点）の所在地（住民票住所を有する市町村）によって決まります。そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、課税地に変更のある場合は以下の【確認事項】に御記入願います。

【確認事項】

① ☒ 2023年1月1日時点と2024年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）に変更がありましたので届出いたします。

② 以下の項目を記入してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2024年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
4		都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
5		都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2024年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ）引越している場合

